

平成20年6月12日(木)

【山縣技術企画課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから第17回の国土交通省独立行政法人評価委員会 港湾空港技術研究所分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には、足元お悪い中、また、ご多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の議事進行を担当いたします、港湾局技術企画課長の山縣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の分科会は3部構成になってございます。まず第1部、これからですけれども、本年度行っていただきます平成19年度の業務実績評価が昨年までの評価に比べまして幾つか変更点がございまして、国民の意見募集という新たな手続が追加されまして、評価の上での留意点等が昨年12月、後で説明いたしますけれども、閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画及び政策評価独立行政法人評価委員会からの平成18年度評価結果に対する意見、こういうのがございまして、ここに示されてございますことを後で担当者のほうから説明させていただきます。続いて第2部ですけれども、今のような留意点を踏まえまして、評価の一環として研究施設を視察していただくということでございます。それから休憩を挟みまして、第3部ということなのですけれども、7月31日、また分科会を開催させていただきますけれども、その分科会に向けまして、平成19年度の業務実績の概要説明をもとに評価をしていただきます。

なお、評価の項目につきましては、平成18年度の評価項目と同じ項目を組ませていただいております。この項目に基づきまして、委員の先生方におかれましては、評価結果及び評定理由を記入いただければというふうに考えてございます。

なお、本日の評価結果及び理由を記入できない項目、訂正を必要とする項目等につきましては、後日業務報告書を改めて委員の皆様個別に説明させていただきますので、その際に対応していただければと思っております。

それでは、ただいまから港湾空港技術研究所分科会第1部を開会させていただきます。きょう、この委員会ですけれども、7名の委員がいらっしゃるわけですけれども、現在6名の方にご出席いただいております。国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に規定されております議事を行うための定足数として必要な過半数を満たしておりますことを、

まずご報告させていただきたいと思います。

また、本日の会議につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第5条にのっとりまして、公開となっております。議事録等につきましては、これまで議事概要を分科会終了後数日中に公表しております。また、議事録につきましては、委員の皆様方にチェックをいただいた後に公表してまいりました。今回も同じ手順を進めたいというふうに考えております。

なお、お手元の資料につきましては、すべて公開扱いとなっております。配付資料に不備がございましたら、議事の間でも結構ですから事務局のほうまでお申しつけいただきたいと思います。

分科会に入ります前に、独立行政法人港湾空港技術研究所金澤理事長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【金澤理事長】 おはようございます。理事長の金澤でございます。本日は、分科会、わざわざ久里浜までおいでいただきましてありがとうございます。梅雨時でございますから、あいにくといたしますか、これが通常の天気なのでしょうが、少し雨模様でございますが、ひとつ一日よろしくお願いいたします。

1年たつのは早いもので、先生方をお迎えして第16回をここでやらせていただきましたが、あっという間に1年たってしまいました。私どもの研究所、その間に独立行政法人をめぐるさまざまないろいろな動きがございました。後で本省のほうからそういう話もあるかと思いますが、独法の私どもの研究所も、合併統合というような話も出ております。そういう外的状況というのは変わっていておりますけれども、そういうものが変わるのには世のならないでございますから、そういうものにとらわれず、私どもは私どもとして、100数名の人間でございますけれども研究者を抱えて、私どもに与えられた使命を全うする、しかも、その使命を追隨的に全うするというのではなくて、世界の中で先導的に、やはり開発開拓をしていくという、そういう気概に燃えてやっつけようとしております。その内容について、きょうは後から担当のほうからご説明を申し上げますので、しっかりと評価をしていただければ非常にありがたいなど、かように思います。

1つだけお話し申し上げますと、実はことし正月明けまして、私、うちの研究者2人ほどと一緒にスウェーデンの地盤工学研究所という研究所がございます。そこと、これはまだ国立の研究機関なのですが、国際的な仕事というのは私どもの宿命でございますので、いろいろな連携をして、お互いに協力し合いながら研究を進めようじゃないかということで、

連携の協定を結びに実は行ってまいりました。その関係もあって、お隣の国のノルウェーの同じ地盤工学研究所、それから、私どもの研究のフェローをやっていただいておりますケンブリッジ大学の先生がおられるものですから、ケンブリッジ大学も行ってまいったのですが、そのノルウェーの研究所というのが、国の研究機関だったものが、二、三十年前に実は民営化されております。ここは、土質工学の先生方というよりも、土木の先生であればだれでも知っているテルツァーギという土質工学の父と言われたような先生が育った研究所でございます、素晴らしい先導的研究をやっていただいた研究所だったそうでございますが、そこの理事長さんと話していますと、最近では20年たつて、もういまやコンサルタントに実はなってしまうと、はっきりおっしゃっていましたですね。先導的な基礎的研究をやるような余裕もなければ、あれもないと。

というのは、要するに、テナント、こういう仕事を頼むよと。もちろん、過去の伝統と蓄積があるものですから、力はそれなりにあるものですから、いろんな委託は受けるわけです。だから、その委託をこなすだけで、コンサルタントの利益率というのは非常に低くて、経常利益で2～3%いってましたかね。それだと、要するに、仕事をこなしてやっていくのが精いっぱい、新たに基礎研究に金をつぎ込むとか、ましてや、きょう午後第2部でござんいただきますいろんな実験室を私どもも持っていますが、この実験施設というのは、持っているだけでお金がかかるものでして、なかなか2～3%の利益率ではとても回せないから、実験施設ももう持てなくなっているし、回せなくなっていると言って、いやあ、テルツァーギが出た研究所だけでも、過去は世界の土質の父と言われた人を生んだ研究所が、実はたった20年、30年の間にそんなにまでなっちゃっているということを目の当たりにしまして、「いや、大変ですね」と言いつつも、これはひょっとすると二、三十年先の我が国の状況かもしれないなど。こういう時代であればこそ、我が独立行政法人という形であろうとも、少なくとも公益的な国家的な基盤をまだ持っている私どもの研究所、なおさら頑張らなきゃいけないなという思いを強くして帰ってまいったような次第でございます。

いずれにいたしましても、一生懸命やっておりますので、ぜひ忌憚のない評価をしていただきまして、あと7月にまたございますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、最初の口火のごあいさつにさせていただきます。

【山縣技術企画課長】 どうもありがとうございました。

きょうは、ただいまあいさつしました金澤理事長はじめまして、研究所の幹部が出席し

ております。お手元の配席図にて、ご紹介のほうは省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事の進行につきましては、分科会の会長でいらっしゃいます黒田先生にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【黒田分科会長】 座ったまま失礼させていただきます。

先ほど理事長からごあいさつもございましたが、きょう、あいにくの雨の中、遠路この研究所のほうの分科会、ご出席いただきましてご苦労さまでございます。

それでは、早速議事のほうに入らせていただきたいと思います。先ほどご説明ございましたように、本日の議事は、1部、2部、3部に分かれてございますが、まず1部のほうから入らせていただきます。

最初に、事務局より独法評価委員会について、及び平成19年度の業務実績評価の進め方についてご説明を賜りたいと思っております。先ほど山縣技術企画課長から、昨年度末以来、いろんな閣議決定等々を受けまして、独立行政法人の評価のやり方で少し手順が変わってきているということのご説明がございました。そういうこともあわせて事務局のほうから、まず資料のご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【高田技術企画官】 事務局でございます。港湾局の技術企画官をしております高田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、お手元の資料に基づきまして説明をさせていただければと思います。

まず資料1-1をごらんになっていただきたいと思いますのですが、これは釈迦に説法でございますが、当分科会の位置づけでございまして、本委員会の下に分科会が設けられていますが、その1つであります、上から4つ目の港湾空港技術研究所分科会、これが当分科会の位置づけでございます。

お手元の資料1-2でございますが、これは最近の動きとしまして、実は内閣官房のほうから、独立行政法人の通則法改正法案というのを提示されております。基本的にガバナンスの抜本的な強化という観点から、改正事項の概要をまとめさせていただいております。まだ法案が通ったという話は聞いていませんが、基本的に閣議決定はすべて終わっているというところです。

主要なところでは、1番の評価機関の一元化ということで、新たな独立行政法人の評価委員会を設置しようということになったわけでございます。具体的には独立行政法人の評価機能を一元化しまして、新たに総務省に置く独立行政法人評価委員会に担わせるとい

うことになったわけでございます。その結果としまして、先ほど資料1-1にありましたような各府省の評価委員会及び政策評価独立行政法人評価委員会というのは廃止という流れになっております。

では主務大臣の意見はどう反映されるかということですが、その3～4行下の(2)に書いていますが、毎年度の実績評価及び中期目標の期間の終了時に伴う事務・事業の見直しの再構築並びに内閣によるガバナンスの強化ということでございまして、その①に書いておりますけれども、個々の独立行政法人は、総務省に設置される唯一の評価機関の評価を受けなければならないのですが、その報告書の提出は主務大臣を経由して行うものとなっております、主務大臣は必要な意見を添付するというようになっております。このあたりをどのような形にしようかというのを、今後私どもとしても検討してまいりたいと思っております。

次に、資料2-1でございますが、ここからは今回評価していただきます平成19事業年度業務実績評価についてでございます。先ほど黒田分科会長のほうからもご指摘がございましたように、今年度から評価の仕方とかが、昨年度と比較しまして若干細かくといたしますか、より充実したものになってきております。したがって、きょうの分科会も、最終的には平成20年度第2回分科会という、7月31日の分科会にて最終報告とさせていただきますのですが、その事前に本日の分科会を開かせていただきまして、ここで独立行政法人の整理合理化計画というのが昨年末に閣議決定されたものですから、その整理合理化計画に基づく評価及び平成18年度における国交省の所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見を踏まえたもの、それと、通常行っています業務実績評価というところの、大きく3つが評価の対象に加わってきたということでございます。

後ほどごらんになっていただいて、その後に業務の概要を簡単に説明させていただきます、その評価をしていただく。また、きょう評価できない部分につきましては、先ほど事務局のほうから説明をさせていただきましたが、個別にまた各委員の先生方にご説明にお伺いしまして、またしっかりとした評価をいただければと思っている次第でございます。

先ほど3つの観点で評価があるというふうに言いましたが、次の2ページ目でございますが、まずその3つの中の1つ目でございますが、1番として、独立行政法人整理合理化計画に記載された評価における留意事項というのを載せております。これは概要をまとめていますが、これは資料2-1の参考資料②というのをつけさせていただきます。

立行政法人整理合理化計画という閣議決定が平成19年12月24日にされたものでございます。これの抜粋版でございまして、1番の1) 随意契約の見直しというのがございます。これは、整理合理化計画の2ページから3ページ目に書いていますが、随意契約の見直しということで、今までいわゆる特命随契という、発注者が指名したところと随契していたのですが、今後は原則として一般競争入札と。これは競争性のある随意契約とよく言っておるのですが、企画競争とか、一般競争入札とか、そういうものやっぺいこうということになったわけでございます。それと、監事及び会計監査人による監査とか、評価による事後評価において、それぞれ厳正にチェックするというふうに規定がされたわけでございます。これが1の1)でございます。

2) で保有資産の見直しでございます。これは、保有資産の見直し状況については、これも同様ですが、監事による監査とか、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックするというので、例えばでございますが、土地・建物等の実物資産の売却とか、国庫返納等を着実に推進していくということで、政府の中でもむだ撲滅運動というのを展開しておりますけれども、独法のほうでも保有資産の見直しをしまして、不必要な資産は整理していくというふうになっているわけでございます。

それと、独法の3ページ目に、官民競争入札等の積極的な適用とあります。4ページ目で、給与水準の適正化等というのがあります。これにはどういうことを書いているかと言いますと、給与水準に関して、独法のほうが給与が高いとかいう批判もあったものですから、そういう面では十分に国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査とか、評価委員会による事後評価において厳格にチェックすべしというふうになっているわけでございます。すべて公表ということですね。

それと、2番としまして、独立行政法人の自律化に関する措置というのを整理合理化計画で書いていますが、関連法人等との人・資金の流れの在り方というところでございます、これは合理化計画5ページ目に書いておるのですが、随契の適正化を含めまして、入札契約の状況とか、情報開示の状況とか、その辺について、またこれも監事とか会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会によって事後評価を行うというのがございます。これには、人・資金の流れ、これを透明性とか、公平性といいますか、そんな観点でチェックをしていただくというようなところがございます。

次に、整理合理化計画で6ページ目に行きまして、管理会計の活用とか情報開示の在り方というのがあります。また、④で、監事監査等の在り方というところがございます、

評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえて、連携して評価に当たっていくというような趣旨のことを書いています。

⑤は外部監査の在り方、7ページ目に行きまして、事後評価の在り方、情報開示の在り方等々が書いております。このあたりで独立行政法人の評価ということで、連結財務諸表とか個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものも含めて的確に把握した上で評価を実施していくというようなことが書いています。

こういった評価をする中で、国民の意見募集ということで、独立行政法人の評価の際に、業務とかマネジメント等に係る国民の意見募集を行って、その評価に適切に反映させるという項目が入ったところです。一番大きなところは、ここの国民の意見募集を行うというところかなというふうに思っております。今回、きょうの評価及び個別説明時の評価等々を踏まえまして、パブリックコメント等をいただいきたいと考えているところでございます。

これが整理合理化計画に関してのところでございます。

あとは、各法人について講ずべき措置というのがありますが、これにつきましては、資料2-1の参考資料と書いたのですが、整理合理化のポイントというところで書いていますけれども、今の状況でございますが、各独立行政法人、今回のここの独法港空研についても講ずべき措置が書いているのですが、全体については、資料2-1の参考資料①、横長にまとめております。

どういうことになったかと言いますと、政府全体で101法人あったのですが、それを抜本的に見直そうということで、今回、この港空研も、法人の統合ということで、16法人を6法人にするということになったわけです。2ページ目なのですが、この法人の統合で、ここは特に融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人ということで、この16法人を6法人にする1つに当たっているわけでございます。

4ページ目ですけれども、法人の統合の例で書いていますが、研究開発型独法の大胆な統合により既存の発想・分野を越えた研究開発を展開していくと。新たな研究所でございますが、交通安全環境研究所とか、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所という交通系のところを全部統合しまして、我が国の交通の安全その他の分野の研究を横断的・効率的に実施していこうというふうになったわけでございます。閣議決定で、遅くとも平成22年度末までに措置するということになっていまして、原則ではございますが、遅くとも平成22年度末に向けて、こうした統合の作業を進めていきたいというふ

うに思っているところでございます。

5 ページ目、6 ページ目については、特に6 ページ目は、先ほど横断的な見直し事項で、随契の見直しとか、給与水準の見直し、保有資産の売却等々、説明したとおりでございます。

これが整理合理化計画でございます。

資料2-1の参考資料③には、統合する4研究所の概要というのを付けさせていただいております。これについては説明を省略させていただきます。

これが1つ目の評価の大きな、通常の業務実績評価に加わったものでございまして、加えまして、あと1つ加わったものが、ダイジェスト版の3ページ目ですが、資料2-1の参考資料④でございますが、平成18年度における独法等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見というものでございます。平成20年1月に、政策評価・独法評価委員会に出ているのですが、これは1ページめくっていただきますと、国交省の独法評価委員会に出された意見でございます。「整理合理化計画の策定等を踏まえて、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いします」というコメントが付されたものでございます。

ここの2ページ目に書いているところですが、所管法人共通というところなのですが、評価の基準の明確化というところでございまして、評価結果で、評価の考え方とか理由、根拠等についての説明が十分ではないというものが、この国交省の19法人の中にあつたということで、そういうものについては、よりわかりやすく説明することに努めてほしいというようなコメントがあります。

3 ページ目でございますが、目的積立金というところでございまして、目的積立金は、今後の評価について、基本的には利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等は業務実績評価報告書等で明らかにした上で評価を行うべきであるというふうなコメントがあります。

それと、資産の有効活用ということで、基本的に資産は有効活用してほしいということで、特に主要な固定資産については、減損会計の情報なども十分活用して保有目的とか利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきだというコメントがございます。

次に、官民競争入札等の活用ということで、これも積極的に官民競争入札等を行えというようなコメントがございます。経費削減の一手段だということです。

次に、内部統制ということで、内部統制についても、コンプライアンス体制の整備状況とか、そのあたりをしっかりと評価を行うべきだというコメントでございます。

それと、こうした横断事項に加えまして、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は以下のとおりということで、4ページ目ですが、独法の土木研究所が指摘されています。また、独法の建築研究所が指摘されています。次のページに行きまして、独法の港湾空港技術研究所でございますが、ここに書いていますように、「行政改革の重要方針」において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等について厳格な事後評価を実施することとされています。本法人の給与水準は若干高いので、それについて給与水準の適切性等について言及されていないという指摘がございまして、今後厳格な評価を行うべきだという指摘があったということでございます。これが2つ目でございます。

それと、3つ目のものですが、これは昨年度新たな変更点としてご説明させていただいたとおりでございまして、資料2-1の参考資料⑤に書かせていただきましたけれども、評価の判断の基準とか、その運用について、以下のとおり確認するというところで、特に昨年も説明させていただきましたとおり、「1」「2」「3」「4」「5」で評価するのですが、「5」とか「1」の評価につきまして、まず「5」について、中期目標とか年度計画において想定していた範囲を、量的かつ質的にはるかに超えて、事前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げており、事後的に見ても当該実績を上げることが異例だと考えられる場合には、まさに「特筆すべき優れた」実績を上げている場合と考えられるので、例外的にというか、かなり厳しく言っていますが、5点の評価をすることを妨げない。また、全く実績を上げていない場合には、1点の評価をすべきだというふうな、19法人の全体的な評価の標準化を図ろうというふうな指針が出たわけでございます。

それに従いまして、資料2-1の参考資料⑥でございますが、港湾空港技術研究所のほうは、「5」「4」「3」「2」「1」のところ、交通研とか海上技研とか電子航法研と同じように、「極めて順調」という評価をいただいているというところでございます。

続きまして、資料2-2でございますが、これについては、また個別に実績評価というところで、第3部の業務実績の概要についてというところでも若干触れられるかもわかりませんが、今、私どものほうで考えています業務実績評価調書という様式でございますが、資料2-2で挙げております。これについては、説明は後ほどするというところで省略しますが、基本的に平成18年度の業務実績評価調書の、中期計画は、これは全く変わってい

ませんので、今まで変わっていない中期計画、これは18年から22年度までというのは、既に定めていただいていますし、評価もしていただいているわけですから、それに従いまして各年度の評価をしていただくというふうに考えているところでございます。

それと、資料2-2は、18年度の業務実績評価調書をここに掲載させていただいております。

以上、ざっと走りましたけれども、全般的な独法評価委員会についての位置づけ及び昨今の政府全体の整理合理化計画等の流れ等々について、新しく評価のポイントが入ったということも含めましてご説明をさせていただきました。

以上でございます

【黒田分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいま、資料1関係、それから、資料2-1関係を一括してご説明いただきました。今ご説明いただきました資料に関連して、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

【磯部臨時委員】 今説明いただいた中で、独立行政法人整理合理化計画が、平成22年度末までにとという表現だったと思いますが、これは平成23年3月という、そういうイメージで、年度の途中ということなのか、あるいは22年度——普通は、組織を変更するというと、きりよく4月1日からとかというイメージなんですけど、その2つで、ネットは1年ぐらい違うと思いますが、どちらのイメージなのでしょう。

【高田技術企画官】 そのところについては、まさに先生ご指摘のとおり、ネットで1年ぐらい違うわけですが、原則22年度末というところを見据えながら、今4研究所の中で検討会を進めているという状況でございます。いつまでにとというのが、実はまだ具体的に私どもで提示できないでいるという状況でございます。

【磯部臨時委員】 はい。

【黒田分科会長】 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

事務局から補足がございましたらお願いします。

【竹田政策評価官】 国土交通省の政策評価官の竹田でございます。

今、この5ページの①のオのところと、7ページの⑥のエのところ、実は2つ、パブリックコメントの関係で記述があるというお話だったんですが、今回実施していただくのは、7ページのエのところになります。というのは、実はこれは主体の書き方が違ってまして、7ページのエのところは、「評価委員会は」ということで、評価委員会が行うことにな

っています。それで、5ページのオのところは、「各独立行政法人は」ということで、独立行政法人が行うことになっています。繰り返しになりますが、実は主体が違うということをごさいます、今回は「評価委員会は」のほうになるということをごさいます。

実はここに書かれているⅡとⅢの項目につきましては、先ほどの8ページのところに書いてありますが、原則として平成22年度末までに措置するということなのですが、この評価に係るところにつきましては、総務省の行政評価局から、今年度できることは速やかに実施するよという指示があったものですから、まず評価のところは先にやりましようということで、7ページのエのところを今年度から始めていただくということになります。

そういう意味で、この5ページのオのところにつきましては、実はまだ今年度やらなければいけないという指示がないものですから、とりあえず各法人にやってほしいというようなことは言っていないところでありまして、もちろん、やること自体は禁止されていないとは思いますが、必ずやらなければいけないというものではないというように考えています。

【日原政策評価企画官】 若干補足です。

ご指摘のとおり、各省とも全部必ずこの様式で、こういったことをやりなさいという統一的な指示は実はございませんで、抽象的な指示しか来ておりませんで、したがって、この辺は分科会と当方の政策評価官室と、それから総務省の行政評価局との間で調整しながらやっていくということになりますが、今回の場合は、評価委員会の分科会として、評価の内容につきまして最終決定する前に、どれだけ時間的なアロウワンスがとれるかどうかかわかりませんで、できるだけ国民の生の声をインプットいただくということを試行的にやってみるということをごさいます。

【磯部臨時委員】 P Iを実施するということは、私たちのような評価委員以外の意見もいただくということで、非常に意味のあることだと思いますけれども、注意しなければいけないことがあると思っております、それは、P Iで仮に100通同じ意見が来れば、それはすごい意見だというふうに考えざるを得ないわけですが、一方では、100人というのは、1億3,000万人の人口からすればごくごく一部ということも言えて、そのことが、例えば、非常に賛成反対が際立っているような問題についてここで実験をやったり研究をしたりするかもしれなくて、それで、どちらかの結論を出せば、必ずそうでない意見を持っている人は、それに対して何か言いたいことがあるとか、意見を当然寄せる

のだと思います。あるいはまた、それとは全く別に、1人の人が何か意見を持ったとして、それを取り上げてほしいがために、仲間を集めて、同じ意見を言うというようなことも考えられなくはなくて、そういうことからすると、意見をいただくことはとても大事ではあるんだけど、その意見の解釈については、はじめからよくよく、この評価委員会できちっと精査をしながら、妥当性を確かめていくということを心構えとして持っていないと、そうなると、最初私が言い始めたような、意見の対立するような問題を扱うとき云々ということに対しては、今度は研究所がそういう研究はしないという方向に行ってしまうやすいのだと思います。そういう変な意見が来るのだったら、もうはじめからさわらないと。

しかし、ここは独立行政法人として、国の非常に重要な研究をやらなければいけないところがありますから、そういうことに対しては、むしろ積極的にやらなければいけないということがあると思うので、そういうことは、私たちも気をつけて意見を精査したいと思うし、また、システムとしても、例えば、難しい問題にさわらないというようなメカニズムにならないように気をつけなければいけないのではないかというふうに思います。

以上です。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。他にご意見、ご質問は御座いませんか？

【上村臨時委員】 ご質問でございますが、先ほど竹田評価官が、これはまだこの時期にPIをしなくてはいけないということでは必ずしもなくてというような意味のことをちょっとおっしゃったと思うんですけども、もし絶対に国民の意見というのをこの段階で、先ほどの7ページのエでいくとそうなのかもしれないんだけど、今の段階ではまだ必ずしも行わなくてもいいという、そういう解釈なのでしょうか。

【竹田政策評価官】 5ページのオにつきましては、今年度実施するよという指示は、実は来ていないんですね。

【上村臨時委員】 来ていないんですか。

【竹田政策評価官】 5ページのオの「独立行政法人は」という主語のほうについては来ていないんですけど、7ページのエのほうについては、総務省の行政評価局から、今年から実施するよという指示が来ております。

【上村臨時委員】 ということは、このPIの実施は、この最終を出す前には必ずしなければならないということは決まっているわけですか。

【竹田政策評価官】 そういうことを総務省の行政評価局は指示をして、この場だけで

はなくて、全府省実施するはずでございます。

【上村臨時委員】 これはもう決まっているということですね。

【竹田政策評価官】 これは決まっております。

【上村臨時委員】 決まっているということに対しては、わかりました。ただ、この委員による意見ということに対し、国民がさらに高い知見を持って、その評価が妥当であるかとか、そういう意見をお伺いするという、そういう位置づけになるのでしょうか。

と言いますのは、我々委員もいろいろな現実の業務実施の調査もし、又現場を見て色々なお話も聞いて、情報を聞いて、いろんな前提条件を知った上で評価をしておりますが、そうすると、国民の意見はその上にさらに位して、さらにそのP Iの意見が優位に立つという、そういうようなことになるわけですか。

【竹田政策評価官】 実は私はこの4月1日から着任したばかりで、整理合理化計画のときにどういう議論がなされたのかわかりませんが、先ほど磯部委員が言われたようなことだと基本的には思います。国民の目からも見てみようと。それで、国民の意見の中身を見てみて、最後に判断されるのは当然評価委員会の分科会の皆様なので、それをどう反映させるのかというのは、やはり分科会の先生方の専門的な知見にかかっています。評価委員会の分科会のほうで今まで評価をまとめていただいているわけですから、そういう高い知見と専門性を持っておられますし、そういう観点から見ていただいておりますが、それだけではなくて、広く国民の目からも意見を募集してみて、その中に何か反映されるものがあつたら反映したらいいのではないのでしょうか、というものだと思いますけれども。

【上村臨時委員】 それだったら、例えば、今のご説明でいきますと、P Iを募集するのは必ずしもこの時期でなくても良いのかもしれないですね。

【竹田政策評価官】 そういうやり方もあろうかとは思いますが。ただ、そのときに、独立行政法人がやるものと、評価委員会がやるものを分けているという趣旨は、やはり評価の方向性とか、そういうものがパブコメをするときにある程度出ていないと、国民も意見の言いようがないというか、言うのは難しいと思われまので。

実は、その辺、どういうことをやったらいいのかと、総務省の行政評価局に細かいやり方を聞いてみたんですけど、なかなかそこまでの指示はなく、評価は分科会に任せられているところもありますので、それは分科会と独立行政法人とその事務局と相談しながら、それぞれどういうやり方をやるかというのを決めていかなければいけないところではあると思います。

【上村臨時委員】 ということは、もう今となっては遅いですが、前年度をベースにP Iを実施して本日の評価委員会があるというふうな手順も別に可能であったということですね。

【竹田政策評価官】 前年度というか、年度評価に際してですから、前年度の評価に意見募集をしても、それほど意味はなくて、やはり平成18年度の評価結果に対してパブコメをやって、平成19年度に反映させるというより、平成19年度の評価にあたってパブコメをやる必要があるというふうに思いますけど。

【青山臨時委員】 ということは、これからこういった形でパブコメをかけていくかということも、きょうこの場で議論をするということになるんですか。

【高田技術企画官】 そうです。

【山縣技術企画課長】 後で説明いたします。

【青山臨時委員】 3、2、1という点数評価を事前に出して、それを評価するわけではなくて、何かわかりやすい文言みたいな形にして出していくということですか。

【高田技術企画官】 点数を書いて、それでパブリックコメントをいただくのか、あるいは、点数をなしに、今分科会の意見をいただいたものを付した形で出すのか、あるいは、点数を明確に何点と書くのではなくて、例えば、2点～3点とか、あるいは3点～4点とか書いて出すのか、いろんなやり方があると思いますが、そのあたりのパブリックコメントをいただくやり方については、きょうこの会でご議論をいただければと思ひまして、提示させていただいていると。

それと、先ほど上村先生がおっしゃった、これは私の理解だけかもわかりませんが、この「国民の意見募集を行い、その評価を適切に反映させる」ということは、磯部先生もおっしゃいましたように、国民の意見が100個あったからといって、それが適切であるか否かということについては、またそれは評価委員会の意見をいただいた上で反映させていけばいいんじゃないかというふうに思っているんですけど。ですから、意見があれば、それを必ず反映しないといけないというわけではなく、その意見を参考としながら、最後の主語になりますのは評価委員会ではないかというふうに私どもは解釈しております。

【黒田分科会長】 わかりました。

分科会案を、国民から意見をもらうときに、実績報告書のこういうポイントの評価委員会として評価するよというポイント一覧表みたいなものをP Iにかけると理解していいんですね？ 私は、点数は最終ですから、国民の意見を聞く必要はないと思うんですけど。だ

から、どういう評価視点で評価委員会が評価しているかということを知りたい、この部分をもっと違う視点で評価せよという意見があるかどうかを聴取するという流れだというふうに解釈したんですが、委員の方々、そういう形になろうと思います。この後、業務実績評価調書をご説明いただくわけですが、今回のP Iは、そういう評価視点についての分科会評価のP Iだということで、特に事務局の案として、我々がこういう視点で評価するという案をつくっていただいているんですが、それについて、なお我々が、いや、こういう視点も追加すべきかどうかということをもとに、その分科会案をP Iにかけるということでやらせていただきたいと思います、それでよろしいでしょうか。

パブリック・コメント手続きがことし初めて入ってきましたので、やや混乱しておりますけれども、一応そういう形で進めさせていただくということで、再度何か問題があれば、業務実績評価のご説明をいただいた後で、またご意見を賜りたいと思います。

それでは、引き続きまして、19年度の業務実績評価の進め方についてということで、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

【高田技術企画官】 19年度業務実績評価でございますが、先ほど若干触れさせていただきましたが、資料2-2のところでございます。業務実績評価調書という個別項目ごとの認定を、平成18年度と同様に、今のところ考えております。

具体的には、中期計画、これは18年から22年度までの中期計画、それに伴いまして、19年度計画という項目に、例えば1ページですと、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置というふうにございますが、これは中期計画と同じような形で進めていきたいと。それと、理事長と研究職員の意見交換は1回開催するというようなことを書いておりますが、こうした19年度計画につきましても、これは「1」「2」「3」「4」「5」の5段階でございます。それと、評定理由、あとは意見等をいただいて、評価ということにさせていただければと思っております。

先ほどパブリック・インボルブメントの、この分科会の案というところでは、黒田先生おっしゃっていただきましたように、この評定結果について点数を入れるということではございませんが、この評定理由とか意見のところの評価のポイント的なものをもし入れていただければ、そうした形であれば、お願いできればと思っております。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたような形で、19年度の評価を進めていくという流れでよろしいでしょうか。

特にご意見がないようですので、以降、ただいまご説明いただきました方法に基づいて評価を進めさせていただくことにしたいと思います。

事務局案の策定に向けて、研究所から、フローチャートにも書いてございますが、各評価委員の方々に対して、後日、業務実績報告書の個別説明を行っていただき、委員各位の評価を事務局にお知らせいただきますようお願いしたいと思います。

また、7月の評価の際、7月31日のことですが、総合評価欄の意見の取りまとめを、大変恐縮ですが、昨年に引き続いて、また磯部先生のほうにお願いしてよろしいでしょうか。

【磯部臨時委員】 承知しました。

【黒田分科会長】 特にご意見ございませんでしょうか。それでは、磯部先生、またよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、第1部の議事を終了させていただきたいと思います。マイクは一たん事務局のほうにお返しいたします。

【山縣技術企画課長】 わかりました。

それでは、休憩をちょっとここで挟みまして、第2部ということで、施設の視察をしていただきたいと思います。きょうは4つの施設を見ていただくということで、X線のCT装置、大水深水槽、それから環境関係の実験施設、津波の水路という4カ所でございます。よろしく願いいたします。

(休 憩)

【山縣技術企画課長】 それでは、ご苦労さまでございました。第3部に入りたいと思います。

また、引き続き議事の進行を、委員長の黒田先生、よろしく願いいたします。

【黒田分科会長】 それでは、お手元の議事次第によりますと今から第3部ということなのですが、先ほど少し議論が出ておりましたパブリックコメントの内容について、少し休憩時間中に整理していただきましたので、高田技術企画官のほうからご説明いただけますでしょうか。

【高田技術企画官】 それでは、分科会の事務局であります技術企画課のほうから。のちほど若干コメント等、ご意見をいただければと思います。

まず、お手元の参考としまして、18年度業務実績調書と19年度業務実績調書の対比表というのをお配りさせていただいております。

この18年度業務実績、1ページを開いていただきますと、実は昨年度正式に評価していただいたのが業務運営評価ということで、1ページ目でございます。こうした18年度の業務実績評価調書ということで、最後、評定理由と意見及び評定結果ということをお願いいたします。

今年度でございますが、今年度はこの2ページ目、同じような形でございますが、ここに評定結果、評定理由、意見というものを、実は7月31日に最終意見をいただいて、書き込んで、分科会の意見としてご提出していただければということで考えているのですが、先ほどから申し上げます国民の意見を反映ということがございますので、その反映するためのパブリックコメントをどのような形でするかというところが、先ほどの議論になったかと思っております。

そこで、分科会事務局として、私どもとしては、パブリックコメントの意見をいただいてから、すぐにまた分科会にもかけないといけないということもありますので、できるだけ最終型に近いような形でパブリックコメントをいただくような形にさせていただかないかというふうに思っております。

そこで、具体的にはどういうことかと言いますと、先ほど分科会長のほうからもご指摘いただきましたように、この評定結果というところで、点数を入れるとか、そういうことではなくて、これは最終的に7月31日に入れていただくということになるんですが、時間的な関係等も考えますと、事務局としましては、今後、個別に委員の先生方に業務実績評価をご説明させていただいた際に、その際に先生方から、これについての、こういうところに注目できるとか、これについてはこうしたらどうかとか、そういった意見をいただきまして、その先生方からいただいた意見をもとに、分科会長とご相談させていただきながら、事務局で評定理由とか意見について書き込むべき項目をつくらせていただけないかなど。それを、最終的にまた分科会長のご意見を賜りながら、私ども事務局として案をつくらせていただいて、そうした案でまとめたものを、分科会の意見ということでパブリックコメントにかけさせていただくというようなことはいかがかなと思ひまして、先ほどのいろんな議論の取りまとめの案ということでご提示させていただければと思ひまして、今ご説明させていただいたんですが。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

ただいまご提案いただいているような形で、パブリックコメントをいただく前の評価委員会の評価案、これの作成は、点数を抜いて、評定理由及び意見を大方まとめたものをも

ってパブリックコメントに付すというような形でどうでしょうかというご提案ですが、これに関しまして、何かご意見ございますでしょうか。

したがいまして、判定理由及び意見については、個別に回って業務実績報告書を説明していただいたときに、それを聞いていただいて、それぞれ書いていただいたものを事務局に送っていただく。それを、事務局と分科会長のほうでトータルまとめさせていただいて、それをパブリックコメントに回すという手順になるかと思いますが、それで何かご意見ございますでしょうか。そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【黒田分科会長】 ありがとうございます。少しパブリックコメントのことで不確かな部分があったのですが、ことし初めてということで、そういう形で手順を踏ませていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、残された議事ですが、19年度の業務実績の概要についてということで、ご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【林理事】 それでは、第3部ということでございますので、業務実績の概要、資料3-1をご説明いたします。ただ、あまり時間もございませんし、また、個別に説明に詳しく回るということでございますので、そのときには詳しくご説明します。きょうは、特に19年度評価の中でポイントとなるようなところを二、三取り上げまして、ご説明したいと思います。

資料3-1でございますが、1ページ、ここは戦略的な研究所運営ということで、この中で下線を引いているところが目標の要点であります。研究所運営にあたってはいろいろな方の意見を聞いて、幅広い意見を聞いて研究所運営にあたりましようというようなことがございます。

それに関連いたしまして、2ページ、19年度大きなトピックであります、冬柴国土交通大臣がこの研究所施設に来られました。この研究所施設、独法になって以来初めて国土交通大臣の視察ということで、我々、非常にありがたいことだということで、視察をいただいたわけでございます。写真にありますように、非常に熱心に見ていただく。あるいは、右下のところにありますように、研究所の若手研究者と、冬柴国土交通大臣、非常にフランクな方で、非常に熱心に若手の研究者と懇談していただいて、1時間半、2時間近く懇談していただいたのではないのでしょうか。また、訓示をいただいております、その訓示の中で、ここでの分科会の評価にもお触れになりまして、「SSという非常に高い格付けの

評価をいただいている。気を緩めることなく頑張ってください、SSが4つぐらい並ぶぐらいの評価を差し上げてよいのではないかというふうに思います」という発言をされております。また、「理事長を中心に結束して、少ない人数ですけれども、ここにありという使命を示していただきたい」というような激励の言葉もいただいたということでございます。

次に、4ページでございますが、ここは、3ページのところで、研究体制の整備ということで、フレキシブルな研究体制、研究ニーズに合った研究体制の整備という、その中で特に大きな取り組みといたしまして、4ページにありますように、組織を相当改変いたしました。従来の小さな研究組織を大きな研究チームという形でまとめていくとともに、さらにそれを領域という一くくりにして、その領域長が研究全体をより体系的に指導していくという体制をとったということで、領域制を導入したということでございます。

もう1つは、環境研究領域というのを設けておまして、これは海洋基本法が施行されたということで、海洋への研究の取り組みをより強化しようということで、海洋研究領域というものを新しく設置したということでございます。

こういう取り組みは、先ほど高田企画官が冒頭説明されました合理化計画の中でも、研究の重点化、あるいは組織の合理化というようなことがございますので、それに対応した1つの動きでございます。

それから、7ページ、これは管理業務の効率化でございますが、いろいろな取り組みがあるのですが、この中で特にきょう申し上げたいのは、随意契約、これは先ほどの合理化計画の中でも、随意契約、契約方式の見直しを改めなさいということで、より透明性のある契約に移りなさいという話があったわけですが、それを受けまして、8ページを見ていただきたいのですが、8ページに総務省が示しております独法の契約方式の整理の方向性が出ておまして、左のほうにその図がありますように、競争入札と随意契約という、こういう大きな枠組みがあるわけですが、随意契約の中でも、企画競争とか公募とかという契約方式がありまして、こういうものは競争性のある契約であります。従来の競争入札、それから、競争性のある随意契約、こういうものに移行していきなさい、具体的には、従来の価格競争だけのもの、それから、総合評価方式、価格競争と技術的な要素を入れた入札、それから企画、いろんな提案をいただいて、いい提案に対してそこと契約をする、あるいは公募という形で複数の公募者がいるかどうかという確認をする、こういうものについて、従来の契約方式をこういう方向に移っていきなさいという指示があったわけです。

9 ページに 19 年度の結果を書いておりますが、従来、18 年度は 120 件の随意契約がありましたが、それを 13 件に絞ったということをごさいます、その下に文章がありますが、この 13 件についても、例えば、ガス・電気、ここではそれしか買えないというようなものに限る、あるいは、防災という観点から、緊急に必要なものを買うというような、非常に限定的なもののみ随意契約を結んだということ、それ以外はすべて競争的な、競争性のあるものに移っていったということをごさいます。

それから、次は少し飛びますが、18 ページをごさいます。ここは国際的な活動、あるいは共同研究、研究連携のところをごさいます、さまざまな国際ワークショップ、国際会議を開く。第 4 回国際沿岸ワークショップ、これはインド洋津波のときに第 1 回を開催したものでございしますが、それを毎年、こうして連続的に、日本で開いたり、外国で開いたりしております。磯部先生にも多大なご協力をいただいているところをごさいます。また、一番下の欄であります、米国土木学会の会長が来られた折には、私どもの理事長をはじめ、役職員が意見交換をさせていただいております。また、先ほど少し説明があったかもしれませんが、研究協力協定ということで、冒頭理事長があいさつで述べましたスウェーデンの地盤工学研究所との研究協力協定を結ぶ。

それから、大きな実験としては、右の 10 ページにありますように、石狩湾新港で、その写真右上にありますように、車が下のほうに写っていますし、人がアリののごとくいますが、そこに実物大の滑走路をつくりまして、下に爆薬を入れて地震を人工的に起こすというのがテレビでも紹介されて、その様子が写っておりますが、こういう大規模な液状化実験を行って、どの程度の舗装に対して下の改良をしていかなければいけないかといったような、実物大の大規模な実験も行っております。

次が 22 ページになります。査読付論文の発表をごさいます。22 ページに図がございしますが、ほぼ昨年度に近い査読付の発表を行っております、英語についても、約半数が英文になっているということをごさいます。特に強調させていただきたいのは、23 ページの新聞記事をごさいます。2007 年度の土木学会賞、12 部門中 79 件の表彰をされたということですが、12 部門中、4 部 4 件におきまして私どもの研究所が表彰を受けております。23 ページのその新聞記事、囲みのところが、字は小さいですが、そこに港湾空港技術研究所の研究者の名前等が挙がっております、6 件の研究に関する表彰を受けたということをごさいます。特に論文については、7 件が論文賞を受けておりますが、そのうち 2 件が私どもの研究所の研究者による論文でございました。他の研究機関との比較

を申し上げるのもあれですが、これほど多数の表彰をいただいている研究機関、あるいは、そういう整備機関というんですか、国土交通省のいろいろな地方整備局もありますが、群を抜いているということをご報告させていただきます。

それから、25ページでございますが、これは国民へのいろいろな情報提供ということでございまして、いわゆるアウトリーチ活動でございます。25ページに写真がございませうように、一般公開、近所の方々、子供たち、非常にたくさん来ていただいておりますが、あるいは、小学校をお招きする、それから、一番下のところでございますが、我々が地方に回って、地方に出向いて、去年は5都市に出向いておりますが、いろんなどころに出向いて、研究者なりが説明を行っております。

また、26ページ、27ページですが、いろんなどころで研究者が出向いていって説明をする、あるいは、学生さんの修学旅行のときにこの研究所に寄っていただく。それから、きょうも、先ほど有川が説明しておりましたが、大規模波動地盤総合水路できょうNHKの取材を受けておりましたが、いろいろなテレビにも取り上げられているということでございます。

32ページでございます。ここは上に図がございまして、大学への講師の派遣ということで、昨年度19名をいろいろな大学に講師等として派遣しております。また、その下に赤字で塗っているところがございまして、港研時代も含めまして、この研究所の出身者、今32名がいろいろな大学で教育にあたっているというところでございます。

それから、少し飛びますが、36ページでございます。国への技術支援ということで、そこに写真がありますように、港湾施設の維持管理講習会、国の研究者を対象にしたこういう講習会を開催している。あるいは、羽田空港再拡張プロジェクト、きょうの説明でも少し出てきたかもしれませんが、こういうプロジェクトを進める上での土木技術的な課題、あるいは環境的な課題について、我々の研究所が関東地方整備局等から委託を受けて、技術的な支援を行ってきているところでございます。

37ページでございますが、災害発生時の迅速な支援ということで、39ページを見ていただきたいと思います。去年もいろいろな国内外で津波災害等が発生しておりますが、4月に発生いたしましたソロモン諸島の地震津波では、現地調査団を派遣しております。左下にありますように、災害後の現地というのは大変な状況で、行く研究者も相当の覚悟をして行くようではありますが、そういうところにも進んで行くという状況でございます。

また、40ページであります。スマトラの地震の津波におきましても、現地調査団を

送っておりますし、41ページにありますように、韓国の泰安沖の流出油事故でも調査団を派遣しております。当然のことながら、国内におきましても、災害が発生すれば、その技術支援を行っております、41ページ下のところでございますが、先ほど見ていただいた実験の中にもありました、富山湾における寄り回り波、それに対する被災原因について、この研究所の平石——室長と書いてありますが、今は平石部長になっておりますが、現地に赴いております。また、ことしになりましても、ミャンマーで災害が発生しているわけですが、平石部長が既にミャンマーに現地視察を行ったということでございます。

次に、44ページでございます。いろいろな研究者を育成していく、研究者にいろいろな刺激を与える、あるいは、できるだけ著名な研究者から指導を受けるというようなことにも我々は気を配っております、例えば、客員研究制度というものを持っておりますが、その客員研究フェローに、ケンブリッジ大学のメリア教授に就任していただいているわけですが、そういうフェローの方々との意見交換会も開催しております。また、元国際地盤工学会会長のイタリア・トリノ工科大学の教授にも来ていただきまして、講演をしていただく、あるいは、この施設を見ていただくということで、研究者との交流を行い、研究者への刺激というようなことに努めたわけでございます。

主要点だけの説明でございます。詳しくは、また個別にお回りするときにご説明いたしますが、特に19年度、私どもとしてご報告したいことをきょう説明させていただきました。

以上でございます。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

ただいま19年度の業務実績報告書の概要をご説明いただきましたが、これに関連しましてご質問かご意見ございましたら、お願いいたしますと思います。

【上村臨時委員】 先ほどのパブリックコメントの前に、この業務報告書の何かダイジェスト版みたいなのをつけて、そしてパブリックコメントをなさるということですか。それとも、あるいは、研究所が出していらっしゃる、何かそういういろんな活動にうまくパブリックコメントとリンクできるようになって、そういうふうになさるのでしょうか。こういった概要、19年度のこういった業務実績を踏まえた上での調書でないと、なかなか見られる一般国民の方も理解がしがたいと思うのですけれども。

【高田技術企画官】 非常に貴重な意見をありがとうございます。まさに国民の方がきちっと評価していただくためにも、私も独法のほうには、できるだけオープンにすべき資

料といたしますか、わかりやすく書いてあるような資料を含めまして、いただいた上で、パブリックコメントをいただければというふうに思っております。

その面から、本日も実績報告書概要ということでこれをまとめていただいているわけですが、これと、あと、今後委員の先生方からのご意見をいただいて、この評定理由とか意見をいただいたものを取りまとめたものを両方付しまして、パブリックコメントをいただくような形でできないかなというような、大まかな流れですけれども、そのような方向で考えております。

【磯部臨時委員】 確認なんですけれども、評定結果は示さないで、そのかわり、評定理由がどう評定結果に反映されるかということを知らせたほうがいいと思うので、その点数の基準が、全体の基準があったと思いますので、それはパブリックコメントするときに、わかるように出していただきたいと思います。

【高田技術企画官】 承知しました。そのようにさせていただきます。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

先ほどちょっと忘れておりましたが、全独法の横並びのスタンダードな評価基準というのがありますが、それもあわせてパブリックコメントにかけるということで。

【磯部臨時委員】 そういう基準で最後点数がつきます。つまり、評定理由だけが出ていって、結果が何点になるか全然わからないということでパブリックコメントをもらうというのは、見る立場からすると、どうなるのかという疑問を持つと思いますので、それが最後どう評価されるのかという基準については、示すべきだというふうに思います。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

ほかに、パブリックコメントの話も出てまいりましたが、業務報告書の概要とあわせて、もしご意見ございましたら、質問でも結構ですが、お願いしたいと思いますが。

【青山臨時委員】 1部のところでご説明をいただいた資料2-1の一番最後のところの、港空研に対する指摘事項についてというところで、給与の話が評価のところに出てこないのではないかというご指摘をいただいたということですので、そういったことについても、今回私たちは触れなくてはいけないのかなという感じがいたしておりますけれども、それにつきまして、研究所としては適切に対応されているという認識でよろしいですか。

【林理事】 きょうの概要のところでは、47ページのところでございまして、そこに緑色に塗っておりますが、給与水準の適正化というようなまとめ方をしておりますが、個別にお回りするときには、報告書そのものでご説明いたします。この中には、港空研のラ

スパイレス指数が107であるということ述べ、その理由が何であるかということをご説明しております。それを当日ご説明いたしまして、ご納得いただければ評価をいただきたいですし、ご質問があれば、またお答えします。

ちなみに、107というのは、各研究所の中では高いほうではありますが、私どもの研究所は非常に博士が多いというような事情もございますし、大学を卒業した、いわゆる一種の研究者の比率も高いというようなことがございまして、必然的にラスパイレス指数が高くなっているということでございます。

ただ、名前を言うのもあれですが、いわゆる事業系の独法がございます。そういうところは120とかというようなところでございますので、そういうところに比べれば、まあ妥当なところであろうかというように考えております。

【高田技術企画官】 それは、ぜひ分科会で評価していただければと思いますので。全く客観的というか、先生方のご意見のまま評価していただければありがたいと存じております。

【青山臨時委員】 それから、先ほどからパブリックコメントのお話が出てまいりましたが、国土交通省全体の独法の中でのパブリックコメントの様式というのが統一されていなくてよろしいのかどうか。おそらく公表されたときに、評価委員会のホームページの中で公表されるということになりますとそれぞれの独法がどういうふうに表示されるかで、また1つの評価がされる、つまり、わかりやすく意見を求めているのかいないのかということが今度は評価されることになるのではないかと思います。その辺はどういうふうにお考えになっておられるのか聞かせていただければと思います。

【竹田政策評価官】 まず、この整理合理化計画の中では、「評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる」とありまして、これは具体的にどこまで求められるのかというのは、総務省に問い合わせたのですが、明確な答えはいただけていないです。

それと、実は今までも、パブリックコメントだけではなくて、評価委員会の評価の仕方というのは、各分科会ごとに違いがあります。例えば、分科会を2回やっているところもありますし、1回で終わらせているところもあります。それから、実は法人が自己評価を出してきて、それをもとに議論をしているところもありますし、やり方がそれぞれ違いますので、我々政策評価官の立場から言えば、やはり評価委員会の評価に際してのパブコメですから、ある程度、どういう評価の方向になるのかというのがわかる形でパブリックコ

メントに出して、それを反映させていく。単なる業務実績報告書だけだと問題なので、ある程度評価の方向性がわかるような形でやっていただければ、それで今年度はよろしいかなと思います。

それで各委員会のやり方が違ってきて、総務省がまた何か言ってくる可能性もあるんですけども、今年度やり方を示してくれと言ったのに、示してもらえなかったこともあるものですから、そのときはそのときでまた対応させていただければと思います。独法の評価は、それぞれ分科会の中で、ある意味、分科会自治でやっていただいているところですが、横並びでいろいろなやり方を見て、また統一しなければいけないところがあれば、そこはまた直していくことしかないのかなというふうに思っているところであります。

繰り返しになりますが、全く評価の方向を示さずにパブコメを出すのではなくて、何らかの評価の方向を示した上でパブコメを出してくださいということは、当方からは、評価委員会の各分科会のほうにはお願いをしています。

【青山臨時委員】 ちょうど行政手続法の議論、国民皆さん方にできるだけ多くの機会にパブコメという形で国民の意見を求めていきたいと思いますという議論に加わっていた中で、ただあるだけの情報をそのまま公開をすれば、それでパブコメを求めたことになるのではなくて、そのパブコメの求め方も、できるだけわかりやすい形で、こういった資料をそのまま公開されても、一般の人たちにはほとんど理解できないし、答えられないので一工夫が必要だというような意見が多く出ました。この公開の仕方というか、パブコメの求め方も、今回は評価委員会とか分科会として出すことになると、その出し方が、先ほど申しましたように、どういうわかりやすく求めているのかという姿勢が多分評価されることになると思います。何らかコメントについても、先ほどはできるだけ現物に近くというようなお話もあったのですが、わかりやすくというような視点も入れてそんな工夫をしていただけるとありがたいかなと思いました。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

通常、このパブリックコメントの制度が導入されてから、実際にかける場合は、パブリックコメントを求めるための特別の概要資料とかパンフといったようなものをつくってパブリックコメントにかけるというのがだんだん普通になってきつつあるんですが、今回は国土交通省の各法人が、この時期に一斉に横並びでおやりになるんですかね。これはみんなバラバラなんですか。

【竹田政策評価官】 パブコメ自身は、ほぼこの時期、6月終わりから7月にかけてや

ることになりますけれども、やり方は多分ばらばらになってくると思います。実は、分科会、港湾空港技術研究所が最初なものですから、そういう意味で、各分科会でどういうやり方をされるのかというのは、これから議論されることになると思います。

【黒田分科会長】 そうすると、国民からのアクセスの仕方は、国土交通省の独立行政法人委員会にまずアクセスして、そこから各分科会にリンクされているやつへ入っていくわけですか。

【日原政策評価企画官】 国交省のホームページがございまして、政策評価という大きなくりの中に独立行政法人評価というところがございまして、そこから入っていただきますと、各個別の分科会が出てまいりまして、その中でパブリックコメントを——国民からの意見募集という題名になると思いますけれども、閣議決定に従った言い方で、そこを入っていただくと、こういったコメントに関する資料というのが出てくるというふうなことを統一的には考えております。

【黒田分科会長】 なるほど。そうすると、各分科会でばらばらというより、できるだけ統一されているフォーマットのほうが、見るほうは見やすいですね。

【日原政策評価企画官】 そのこのところは、委員会として決めるということになりますと、委員会を開いて決めるということまでいかないと実はできなくなってしまいますので、今年、必ずこういったところまでやれということが統一的にある程度のものであれば、委員会で議論した上で実施やるということもあり得たと思いますが、まず時間的に委員会を開いて、きちっと委員の先生方にどこまでやるかという合意をとっていただいた上で、どのようなわかりやすい形で実施するかということまで深く議論していただくだけの材料が正直ないという状況もございます。今年、我々としては、政府全体の統一的な担当部署と間で共有している考え方は、最低限何らかのことを進めるということは確保する。で、きちっと独法自身の業績報告に関する意見の募集とは違う形で、評価に関する部分に関してもきちっと意見をいただくという、評価に関する国民の意見募集だということを必ず確保するというので、評価官もご説明申し上げてきましたけれども、評価の方向性を必ず書くところを最低限としてやるということと認識しております。例えば、独法ごとに業務を国民にとってわかりやすく説明するということも、業務の内容に応じまして、それぞれ工夫の仕方もあるかと思いますが、そのこのところも、行く行くは、例えば、研究所系はこのような形でとか、業務系はこのような形でとか、教育系はこのような形というようなことになっていくのかもしれませんが、今年に限

っては、試行的に最低限のところは確保するというところでやってみようと考えているところをございまして、引き続き政府全体の取りまとめ担当部署とも調整しまして、どういところを求めるべきなのかというところは研究してまいりたいと思っておりますし、先生方のご意見も当然伝えまして、強く統一的な運用の方向に持っていくような形で伝えさせていただきます、議論を続けさせていただきたいと思っております。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

【上村臨時委員】 評価に対する国民の評価意見と言われてしまいますと、委員に対する国民の評価みたいに何となくってしまいますので、委員が評価されるような感じに思えます。例えば、国民と言っても、どんな立場の方が、どんな角度から、どういう方面のところから意見が来るかというのもわからないわけなんです。しかし、想定していらっしゃる国民像はあるんですか。それとも、全くそういうのはなく、どんな方向からでもどうぞという、そういうような聞き方になるのでしょうか。

【日原政策評価企画官】 説明が十分でなくて申しわけありません。独法の評価は、通則法上、評価委員会が評価するというので、これはきちっと決まっておりますので、国民の方にしていただくことではございません。国土交通大臣により任命された評価委員会の先生方に評価していただくというのは、これは法律上きちっと決まったことでございます。ただ、閣議決定についての我々の理解は、評価に適切に反映するために国民の意見募集をする。適切に反映するかどうかにつきましても、最終的には評価していただく先生方のお考えに従ってやるということだと理解しておりますので、決して国民の皆様方に評価していただくと考えてはございません。

それから、どのような方面からの意見を想定しているかというところでございますけれども、多分独法ごとにご関心を寄せていただく方には、かなりの偏りがあるというのは間違いないところだと思いますので、全く関心のない方々からすごく幅広く出てくるということまではもちろん想定しておりませんけれども、あまり絞り込んでもおりませんので、特にこの人のために意見募集をするということは考えてはおりません。もしご興味を持っていただける方であれば、初めての方でもということでございますが。

【北村委員】 それとも若干関連すると思うんですけれども、今回初めて始まった制度だし、今までアナウンスしていないはずなんです。そうすると、今回に限って言えば、国民の方が意見を寄せるための、そういうパブコメに付されているというのは、どこで知るんですかね。どういう手段で。

例えば、総務省のホームページ、1ページ目に出てくるのか、あるいは、政策評価までいかないと出てこないのか、さらに独法へ行かないと出てこないのか。ということは、それによっては全然、単に形式上パブコメをやっていたらいいというだけになっちゃうだろうと思うんですね。

【日原政策評価企画官】 おっしゃるとおりです。例えば、独立行政法人の整理合理化計画という閣議決定をつくるときには、行革担当大臣のホームページとか、内閣府のホームページのすごく最初のところに意見募集を入れたとか、そういった工夫があることは十分承知しております。今回に関しましても、どの程度やったらいいかというところは、当然議論をしたところですけども、正直言って、そこまでなかなか議論が来ていないというのが現状でございます。我々としては、できるだけわかりやすくしていただく分には、事務局なり先生方のご判断として高いところに掲げるということであれば、それでぜひということでございますけれども、最低限必ず分科会のところに行ったらわかるような、そういうアクセスの保証といいますか、そういうところを最低限として考えていきたいなというふうには思っているところでございます。できるだけわかりやすい形で、例えば、意見募集に際し、特別にお知らせするような形をするかしないかとか、そういったことも含めまして、事務局のほうからもご説明させていただきながら、ご相談して今回進めていきたいと思っています。

今回でのやり方でまずかったところとか、よりやるべきだったというところは、当然まとめまして、整理しまして、統一的なところにも伝えまして、議論を続けたいと思っています。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

今の件に関しまして、各独立行政法人のパブリックコメント用の資料がいついつ公開されます——これでいきましたら7月上旬と書いてあるんですけど、それは国土交通省の最初のホームページにもう既に出ているんですかね。これがないと、たまたまアクセスした人しかわからないですよ。

【日原政策評価企画官】 放っておけばそうになってしまうかもしれませんので、そのところは、どういったことが適切かというのを整理しまして、改めて事務局を通じる形かもしれませんが、適切な形でご相談したいと思います。

【黒田分科会長】 ほかにご意見は。

【磯部臨時委員】 1つ教えていただきたいのは、8ページに、上のほうで赤字で、「民

間企業等外部の研究機関に実験施設を貸し出すなど」と書いてあって、一層有効利用を図ると書いてあるんですけど、借りるほうの民間企業等はなぜ借りなければいけないのか、それで、借りてハッピーだったのかというか、どういう事情なのか教えてください。

【林理事】 この研究所しか持っていない施設が、ここで具体的に挙げますと、舗装の痛みぐあい、それを観測する計器なんですけど、それを貸し出してあります。ここしかありませんので、それをやってみたいという企業があったということで、何件かこれについては貸し出しをしておりますので、満足していただいた結果が向こうも得られたのだろうというように思っております。

【黒田分科会長】 先ほどのものは、現場で舗装の劣化か何かを観測する計器ですか。

【林理事】 そうですね。

【黒田分科会長】 それは、研究所が貸し出した計器で、借り手が商売していてもいいんですか。

【林理事】 いや、それは民間企業ですから、商売はしているのかも……つながっている可能性はないとは言えませんが、直接それでもって商売をしているということではなりません。

【黒田分科会長】 難しいですね。

【林理事】 ええ、そこはちょっと難しいところではあります。

【黒田分科会長】 ほかにご意見かご質問ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

先ほどのパブリックコメントに戻って、恐縮ですが、この参考資料の分科会での評価、これは評定理由と意見をつけたものを公表もするとしていただいたとしたら、この中期計画の各項目の、判定理由の基礎データを見なきゃいけないですよ、国民のほうとしては。それが、データと対応して、これはどういう形で公表できますかね。これは膨大な評価書をやっても、とても見る気はしないですよ。だから、このコメントを書いているポイントだけ見たいと思ったら、例えば、一番左の中期計画の欄に、該当するページ数を書いておくとか。

【高田技術企画官】 そうですね。

【黒田分科会長】 じゃ、そこだけ拾い読みしていただけるというような形の何か工夫が要りますね。

【高田技術企画官】 はい。わかりました。

先ほどからいろんな形で、まず本当にパブリックコメントをいただくということで進んでいるわけでごさいます。ただ、そのパブリックコメントをいただくのであれば、7月に唐突にパブコメをやりますよと言っても、だれからも来ないだろうと。それについては、例えば、あしたなり、あさってなり、わかりませんが、7月の上旬にはそういうパブリックコメントをいただきたいという事前の予告みたいなのをさせていただくとか、そういう知らせる努力をさせていただく。それと、知らせ方ですよ。先ほどから青山先生とか黒田分科会長おっしゃるように、知らせ方としては、またその中身について、先ほどページを記載して、このページとそれに対応する評価理由はこうなっていると、あるいは、評価理由についても、コメントだけでいいのか、あるいは文章で書いたほうがいいのか、あるいは、もっとわかりやすい平易な言葉で書いたほうがいいのか、あるいは、パワーポイントだけにするのか、いろいろ結構あるような気がしまして、どのようにするかと悩んでいるところでごさいます。今回初めてということもありますので、先生方からごらんになられますとかなり至らぬ点というのは出てくるかもわからないんですが、少なくとも最低限のところ、早めにこういうパブコメをやりますというホームページへの掲載とか、あるいは、先ほどのページのところとか、そういうところはさせていただきたいと思えますし、また、そういうご意見を、きょう以降、アポイントをとらせていただいて、回らせていただくことになると思えますので、そのときまた随時いただけましたら、それをまた反映させていくような形で最大限対応させていただければと思えますので、なかなか完璧なものとはできないと思えますが、若干走りながら考えるような形になるかもわかりませんが、ぜひ引き続きそういったご意見をいただければ、反映させていただいて、対応させていただければと思えます。

【黒田分科会長】 第1部のところで議論していただきましたように、一応現段階では、この業務実績の評価調書の点数を抜いたもの、評点結果を抜いたものを基本的にパブリックコメントの資料として出させていただきます。それで、こんなわかりにくいというやつが、多分、いっぱい出てくると思うんですね、もし見られたら。来年は、だから、少しフォーマットは各独法全体で工夫しなくてはいけないと思うんですが、とりあえずことはこれを出す。その資料がわからなければ意味がないので、本文資料のほうのページ数だけはここへ載せて、対応ができるようにしていただく。

もし個別に先生方に業務実績調書の中身をご説明いただくときに、こういう仕方とか、あるいは、こういう内容だけ公表すればいいんじゃないかという意見が出ましたら、それ

を集めていただいて、最終的にパブリックコメントをかける前に、私と事務局のほうで最終判断をさせていただきたいということによろしいでしょうか。

では、そういうことにさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

予定の時間もかなり過ぎているんですが、その他事項で事務局のほうからございますでしょうか。

【山縣技術企画課長】 その他の事項は、次回の分科会についてのご案内です。7月31日ということで、2時から東京空港事務所、羽田の会議室で開催いたしたいと思います。詳細につきましては、またご案内いたしますけれども、きょう見ていただきましたけれども、羽田の関係のいろいろな実験もしておりますので、今回は整備状況、今どうなっているかという、特に第4滑走路のいろいろな事業が進んでおりますので、その辺の現場も見させていただきながらと思っております。大変お忙しいと思っておりますけれども、今度が分科会の取りまとめということでございますので、ご出席よろしくをお願いいたしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【黒田分科会長】 ありがとうございます。

【金澤理事長】 きょうは実験施設を見てもらいましたけど、実験施設は、結局あれは、我々の仕事というのは、社会に還元するものを、いろんな施設、ものをつくるということが最終目的なものですから、そのために必要な実験をいろいろやっているわけで。だから、実際でき上がって、国民の皆さんにどれだけのものを供用できているかという1つの例として、ぜひそこを見ていただいたら。

パブリックコメントの話もございますけれども、いろんなところでそういうパブコメもやっています、羽田の現場でもいろんなことをやらせていただいております。

【黒田分科会長】 わかりました。そうしたら、今回は羽田の空港事務所のほうで開催させていただくということにさせていただきたいと思っております。

それでは、第17回、本日の分科会は今年度第1回目でございますが、終了させていただきたいと思っております。どうも長時間ありがとうございました。

【山縣技術企画課長】 どうもありがとうございました。

また事務的な話で申しわけないんですけども、きょうの分科会の内容、それから議事録につきましては、規則がございまして、公表ということでございますが、後日、議事録案を送付させていただきますので、またそこでチェックを入れていただきたいと思いますと思っております。

それから、きょう、資料ですけれども、非常に重いと思いますので、これは後で送らせていただきますので、机の上に置いておいていただければと思っております。必要なものだけお持ち帰りいただきたいと思っております。

以上をもちまして本日の評価委員会を終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

— 了 —